15798	ぶどぶ　C B A —	〃
	B B 6324W	
16049	ぶどぶ　D B A —	〃
	B B 5254W	
16240	ぶどぶ　D B A —	〃
	A B 5254	
16793	ぶどぶ　C B A —	〃
	F B 4204 T	

○関東地方整備局告示第三百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
群馬県利根郡みなかみ町布施字布施宿二七九番一から同町布施字石畑四三四番一まで	前	八・七〇～三三・八〇メートル	〇・一一一キロメートル
	後	八・七〇～二〇・八〇メートル	〇・一一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十二日

○近畿地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町名塩字土林二二〇七番一から同市名塩新町一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十二日

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町開盛四二五番一から同町開盛三八八番まで	前	三一・七八～六〇・〇〇メートル	〇・三一八キロメートル
	後	三一・三八～三九・三七メートル	〇・三一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野三三六九番一地先から同町字滝ノ上原野二八一〇番二地先まで	前	一二・五〇～二四・〇二メートル	〇・二一六キロメートル
	後	一二・五〇～二四・〇二メートル	〇・二一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道雨竜郡雨竜町字満寿二八番一七八から同町字満寿二八番一七九まで	前	七〇・八〇～一〇六・五四メートル	〇・一四〇五キロメートル
	後	七〇・八〇～一〇六・五四メートル	〇・一四〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町若咲内一三二番一から同町若咲内一四一番一まで	前	二七・二七～三八・五八メートル	〇・一四〇キロメートル
	後	二七・二七～三〇・九九メートル	〇・一四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部